

国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）に対する指定都市市長会の基本的考え方及び今後の対応（案）

平成 22 年 8 月

指定都市市長会

1 住民がより良い行政サービスを受けるための出先機関改革

地域主権改革を推進するため、「補完性の原則」に基づき、住民に最も身近な基礎自治体であり、高度な行政能力を有する指定都市に、国の出先機関の事務・権限を一元化



- ① 指定都市が既に実施している関連施策と有機的連携を図りつつ、総合的な行政サービスを提供できるようになり、住民サービスの向上につながる
- ② 指定都市が地域住民のニーズに基づき、より総合的・自立的・効率的に都市経営を推進できる

2 「国の出先機関原則廃止」に対する基本方針

真に国が担わなければならない事務・権限を除き、地方（都道府県・指定都市等）に移すべき（道府県と指定都市を同等に扱うこと）

指定都市のある道府県においては、「基礎自治体優先の原則」に基づき、指定都市区域内の事務・権限を指定都市に一元的に直接移すべき

国は出先機関の事務・権限に関する詳細な情報を提供し、指定都市の意見を十分に聞くべき

国は地方に事務・権限を移管できない理由として、「広域性」、「専門性」、「全国統一性」を挙げている。

- ① 「広域性」については、自治体間連携の自発的形成など広域的实施体制の構築により、十分対応可能
- ② 「専門性」については、高度な行政能力を有する指定都市に対する国からの十分な事務引継ぎや研修の実施などにより、十分対応可能
- ③ 「全国統一性」については、現時点でも、生活保護・選挙・戸籍・住民基本台帳などで、国による全国統一的な基準に基づき地方自治体が執行することで確保されており、十分対応可能

※国が基準を定める場合には、法令による義務付け・枠付けの見直しが進められていることを考慮し、全国統一性を確保する範囲は極力限定的にすべき

3 財源の取扱い

- ✚ 国も地方も合意できる公正なルールを構築したうえで、人件費相当額も含め、事務・権限の移譲に伴い必要な財源全てを税源移譲により措置すべき

4 人員の移管等の取扱い

- ✚ 人員の移管にあたっては、国において徹底した行政改革を進め、組織・事務をスリム化することが前提
- ✚ 国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備し、総合的な調整を行うにあたっては、指定都市の代表者を参加させ、すでに国以上の大幅な職員定数の見直しを行っている指定都市の現状や意見を十分に反映させるべき
- ✚ 「権限と職員はワンセット」との安易なルールで人員の移管を行うのではなく、国も地方も合意できるルールに基づき、移管される人員を指定都市が主体的に選考できるようにすべき

5 柔軟な取組

- ✚ 国は、「地域主権戦略大綱」において、事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、地方の発意による選択的实施(手挙げ方式)による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築するとしている。全指定都市が国の出先機関の事務・権限の移譲を求めていくが、国とともに改革を着実に推進する立場から、地方の発意による選択的实施も受け入れる。

6 優先的に移譲を受ける事務・権限

- ✚ 地域主権戦略会議の事務・権限の仕分けに際し、指定都市として、まず最初に移譲を受けることを目指す事務・権限(重点項目)を提示する
- ✚ 重点項目決定にあたっての視点
 - ①現在、指定都市が担っている分野(事業)で、二重行政を解消し、住民に最も身近な基礎自治体である指定都市へ一元化することにより、総合的な行政サービスの提供が可能となり、住民サービスの向上に特に効果を発揮する事務・権限
 - ＜例＞ 地域の産業振興、中小企業支援、保健衛生、福祉、無料職業紹介、人権擁護など
 - ②指定都市が移譲を受けることにより、より総合的、自立的、効率的な都市経営の推進に大きく寄与することが期待できる事務・権限
 - ＜例＞ 一般国道の指定区間、農地転用許可 など

7 当面の進め方

- ✚ 平成22年9月を目途に、「国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)」に対する指定都市市長会の基本的考え方及び今後の対応(平成22年8月)」に「優先的に移譲を受ける事務・権限」の具体的事務・権限を加え、指定都市市長会としての提案書をまとめる
- ✚ 「アクションプラン(仮称)」の策定など、地域主権戦略会議の議論を受け、適時・的確な対応を行う